

令和 8 年 8 月 1 日

社会福祉法人 福聚会
『指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 雲谷ホーム』
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

介護保険事業所番号 (青森市指定0270100704号)

1. 施設経営法人

- (1) 法 人 名：社会福祉法人 福聚会
- (2) 法人所在地：青森県青森市大字雲谷字山吹92番地170
- (3) 電 話 番 号：017-728-2910
- (4) F A X 番 号：017-738-9595
- (5) 代表者氏名：理事長 佐藤 勝子
- (6) 設立年月日：平成8年4月1日

2. 利用施設

- (1) 施設の種類：指定介護老人福祉施設
- (2) 施 設 長：工藤 令
- (3) 入 所 定 員：50人

3. 施設の概要

居 室	室 数	備 考
1人部屋	8	
2人部屋	3	
4人部屋	9	
合計	20	
設備の種類	室 数	備 考
静養室	1	
浴室	2	一般浴槽・特殊浴槽
洗面設備	2	
便所	4	
医務室	1	
介護職員室	2	
食堂	1	
機能訓練室	1	

※これらの居室・設備は、青森市が定める条例により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。ご利用に当たって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

4. 職員の配置状況

職 種	勤務形態	資 格
1. 施設長（管理者）	1 名（常勤兼務）	社会福祉士
2. 介護職員	常勤換算で 14.5 名以上	介護福祉士、ヘルパー 2 級他
3. 生活相談員	常勤換算で 1 名以上	介護福祉士、社会福祉士
4. 看護職員	常勤換算で 2 名以上	准看護師
5. 機能訓練指導員	1 名（常勤兼務）	准看護師
6. 介護支援専門員	1 名（常勤兼務）	主任介護支援専門員
7. 栄養士	1 名以上（常勤）	管理栄養士
8. 事務員	2 名（常勤専従）	
9. 掃除、雑務員	常勤換算で 1 名以上	
10. 運転手	常勤換算で 1 名以上	
11. 宿直員	常勤換算で 1 名以上	
12. 医師	1 名（非常勤）	医師

5. 勤務体制

職種	勤務体制
1. 医師	第 3 土曜日（午後）
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 7：00～16：00 1 名 日勤 8：30～17：30 2 名以上 遅番 A 10：00～19：00 1 名 遅番 B 10：30～19：30 1 名 夜勤 16：15～ 9：15 2 名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：00～17：00 2 名以上

※土、日曜日、祝日は上記と異なります。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容

①食事

（食事時間）朝食 8：30 昼食 12：00 夕食 17：00

②入浴

●一般浴：月、木曜日

●特殊浴（機械浴）：月、火、水、金曜日

週 2 回、入浴または清拭を行います。ただし、変更になる場合もあります。寝たきりの方でも特殊浴にて入浴することができます。

③排泄

排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

常勤看護職員により機能訓練（立ち上がり、立位保持、歩行訓練等）を実施します。

⑤健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他の自立への支援

- ・寝たきりの防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう、配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

（２）サービス利用料

- ・契約者負担割合が２割の方のうち、特に所得の高い方の負担割合が３割となりました。【平成３０年８月施行】

	負担割合
年金収入等 ３４０万円以上	３割
年金収入等 ２８０万円以上	２割
年金収入等 ２８０万円未満	１割

・基本料金（１日の料金）

介護度	居室の種類	契約者負担割合		
		１割	２割	３割
要介護１	従来型個室	５８９円	１，１７８円	１，７６７円
	多床室	５８９円	１，１７８円	１，７６７円
要介護２	従来型個室	６５９円	１，３１８円	１，９７７円
	多床室	６５９円	１，３１８円	１，９７７円
要介護３	従来型個室	７３２円	１，４６４円	２，１９６円
	多床室	７３２円	１，４６４円	２，１９６円
要介護４	従来型個室	８０２円	１，６０４円	２，４０６円
	多床室	８０２円	１，６０４円	２，４０６円
要介護５	従来型個室	８７１円	１，７４２円	２，６１３円
	多床室	８７１円	１，７４２円	２，６１３円

・加算（1日の料金）

日常生活 継続支援加算 （Ⅰ）	契約者負担（1割：36円 2割：72円 3割：108円）
	①算定日の属する月の前6月又は前12月間における新規契約者の総数のうち、要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上であること ②算定日の属する月の前6月又は前12月間における新規契約者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が65%以上であること ③社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が契約者の15%以上であること ④介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者の数が6またはその端数を増すごとに1以上であること
科学的介護 推進体制加算	契約者負担（1割：50円 2割：100円 3割：150円）
	①入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報（科学的介護推進体制加算（Ⅱ）では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報）、厚生労働省に提出していること ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
自立支援 促進加算	契約者負担（1割：280円 2割：560円 3割：840円）
	①医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること ②①の医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること ③①の医学的評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること ④①の医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

外泊時加算	契約者負担（１割：２４６円　２割：４９２円　３割：７３８円）
	病院へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合（１月に６日を限度）
初期加算	契約者負担（１割：３０円　２割：６０円　３割：９０円）
	初期加算（入所日から３０日以内の期間。３０日以上入院後の再契約も同様）
療養食加算	契約者負担（１食）（１割：６円　２割：１２円　３割：１８円）
	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合（対象者のみ）
若年性認知症 入所者受入加算	契約者負担（１割：１２０円　２割：２４０円　３割：３６０円）
	初老期における認知症によって要介護者となった契約者を受け入れした場合（対象者のみ）
安全対策 体制加算	入所時に１回 契約者負担（１割：２０円　２割：４０円　３割：６０円）
	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安善対策を実施する体制が整備されていること
介護職員 処遇改善加算 （Ⅰロ）	契約料にサービス別加算率（１７６／１０００）を乗じた単位数
退所前 訪問相談 援助加算	１回につき 契約者負担（１割：４６０円　２割：９２０円　３割：１，３８０円）
	入所期間が１ヶ月を超える契約者が、退所前、居宅サービスを利用する場合、介護支援専門員等、退所前に居宅を訪問し、本人および家族などに対して相談援助を行った場合
退所後 訪問相談 援助加算	１回につき 契約者負担（１割：４６０円　２割：９２０円　３割：１，３８０円）
	入所期間が１ヶ月を超える契約者が、退所後、居宅サービスを利用する場合、介護支援専門員等、退所後の居宅を訪問し、本人および家族などに対して相談援助を行った場合
退所時 相談 援助加算	１回につき 契約者負担（１割：４００円　２割：８００円　３割：１２００円）
	入所期間が１ヶ月を超えた契約者が退所し、居宅サービスなどを利用する場合に、退所後の居住地がある市町村、居宅介護支援センターに対して、契約者の介護状況の文書、情報を提供した場合

退所前 連携加算	1 回につき 契約者負担（1 割：5 0 0 円 2 割：1, 0 0 0 円 3 割：1, 5 0 0 円）
	入所期間が 1 ヶ月を超えた契約者が退所し、その居宅において居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用する場合において、当該契約者の退所に先立って当該契約者が利用を希望する指定居宅介護支援事業所に対して、当該契約者の同意を得て、当該契約者の介護状況を示す文書を添えて、当該契約者に係る居宅サービスまたは地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（入所者 1 人につき 1 回を限度）

・介護保険の給付対象にならないサービス

1) 居住費及び食費（1 日の料金）

	居住費		食費
	従来型個室	多床室	
第 1 段階	3 8 0 円	0 円	3 0 0 円
第 2 段階	4 8 0 円	4 3 0 円	3 9 0 円
第 3 段階①	8 8 0 円	4 3 0 円	6 8 0 円
第 3 段階②	9 8 0 円	5 3 0 円	1, 4 2 0 円
第 4 段階	1, 2 3 1 円	9 1 5 円	1, 5 4 5 円

※入院した際の居住費の取り扱いについて

- ・入院日の翌日から最大 3 0 日目まで、居住費が発生いたします。
- ・入院日の翌日から 6 日目までは、ご本人様の段階に応じた外泊加算を含めた費用をご負担いただきます。
- ・7 日目から 3 0 日目までは、補足給付が適用されない為、上記料金表にある基準額（第 4 段階）の費用をご負担いただきます。

※食費に関しては、朝食は当日の 5 時 30 分迄、昼食は当日の 9 時 00 分迄、夕食は当日の 14 時 00 分迄に申し出があればキャンセル料が発生致しません。

2) 理容

月に 2 回、理容師の出張による理髪サービスがあります。

利用料金：1 回あたり 2, 0 0 0 円

3) レクリエーション活動

契約者の希望により、レクリエーション活動に参加できます。

（施設側の企画、合同レクリエーション活動による物は徴収致しません。）

4) クリーニング代

施設内で洗濯するのが困難な衣類等は、実費になります。

5) 特別な食事

契約者の希望に基づいて、特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

6) 健康管理費

インフルエンザ等の予防接種

利用料金：実費相当

7) 日常生活上必要となる諸費用実費

利用料金：実費

(3) 支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月(月末締め)ごとに計算し、翌月10日頃にご請求しますので、次のいずれかの方法でお支払いください。

方 法	備 考
口座引落	ご本人またはご家族の指定口座から、毎月15日(銀行が休業日の場合、次の営業日)に引落 手数料110円はご本人またはご家族の負担になります
指定口座への振込	振込先：青森みちのく銀行 第二問屋町支店 口座番号：普通預金 5304547 口座名義：社会福祉法人 福聚会 理事長 佐藤勝子 振込手数料はご本人またはご家族の負担になります 毎月15日までにお願いいたします
施設窓口での現金支払	手数料等の負担はございません 毎月15日までにお願いいたします 土・日曜日を除く(午前8時～午後5時まで)

(4) 入所中の医療の提供

①嘱託医

医師名	水木 一郎
住所	青森市浜田3丁目3-14(村上病院)
診療科	消化器内科

②協力医療機関

医療機関の名称	あおもり協立病院
所在地	青森市東大野2丁目1-10

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	ミナトヤ歯科医院
所在地	青森市桂木4丁目4-10

7. 施設を退所する場合（契約の終了）

- (1) 契約者から事業者に対して、契約終了の申し出があった場合は、退所手続き（契約解除及び金品、所持品の引き渡し）を行った日を契約終了日とします。
- (2) 契約者が病気などで、連続して30日間以上の入院をした場合
（但し、90日以内に退院した場合で、再度入所を希望する場合は調整します。）
- (3) 契約者又は三者契約者から入院後30日以内に契約終了の申し出があった場合は、退所手続き（契約解除及び金品、所持品の引き渡し）を行った日を契約終了日とします。

但し、契約者の都合で契約終了となった場合で、再度入所を希望する場合は、入所申込書を改めて提出していただき、入所判定会議により決定させていただきます。

- (4) 次の事由に該当した場合、事業者は契約者に対して、30日間の予告期間をおき、文書で通知することで、この契約を終了することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②契約者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合
- ③契約者が、故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他の契約者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどで、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

- (5) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①契約者が他の介護保険施設に入所した場合
- ②契約者が死亡した場合

- (6) 当施設との契約では、終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事項に該当する場合、契約は終了し、退所していただくことになります。

- ①要介護認定の更新により、非該当（自立）または要支援と判定された場合
- ②要介護認定により、要介護度1または2と判定された場合で、平成27年4月1日以降に入所した方（ただし、特例入所の要件に該当すると認められる場合には、引き続き入所可能）

※特例入所の要件に該当することの判定に際しては、以下の事情を考慮することとされています。

- 1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- 2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

- 3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
 - 4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること
- (7) 円滑な退所のための援助
- ・適切な病院等もしくは介護老人保健施設、介護療養型医療施設等への紹介
 - ・その他、保健医療サービスまたは福祉サービス提供者の紹介

8. 苦情の受付（別紙1参照）

9. 事故発生と損害賠償について

- (1) サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況をかんがみ、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

※当法人は、「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」と保険契約をしております。

10. 秘密保持等

- (1) 施設の従業者および従業者であった者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 施設の従業者および従業者であった者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書等により、入所者の同意を得ます。

11. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応
別途定める「非常災害対策に関する消防計画」（別紙2参照）によります。
- (2) 防災設備
自動火災報知器、ガス漏れ・漏電報知器、防火扉、室内消火栓、非常通報装置、スプリンクラー等を備えています。
- (3) 防火管理者 工藤令

12. 当施設のサービスを受けていただくための留意事項

(1) 面会

原則として、10:00～16:00 までとします（あらかじめ施設に連絡があり、施設が認めた場合を除く）。

(2) 外出・外泊

外出および外泊を希望される場合は、事前にご連絡をいただき、外出・外泊届を提出してください。

(3) 持参品

契約者および施設の従業者や他の契約者の生活に著しく支障や危険を負わせる可能性があるものと判断されたもの（発火、爆発の恐れがあるもの、刃物類、他人が恐怖を感じるもの等）に関しては、持ち込むことができません。また、現金、貴重品またはこれに準ずる高額な品物、生鮮品などの持ち込みについては、あらかじめ施設側にご相談ください。

(4) 施設・設備

施設・設備を著しく破損または汚した場合には、修理に関わる費用をお支払いいただく場合があります。

(5) 喫煙・飲酒

喫煙・飲酒に関しては、あらかじめ施設側にご相談ください。喫煙については、施設内の喫煙スペース以外での喫煙はご遠慮していただきます。なお、たばこ、ライター等は施設で管理いたします。

(6) 禁止行為

- ・当施設の従業者や他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動およびこれらを用いて他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ・喧嘩や口論、差別行為、泥酔等により、他の契約者等に迷惑を及ぼすこと。
- ・指定した場所以外での火器の使用。
- ・故意に施設もしくは物品に侵害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- ・他の契約者等との金品の貸借を行うこと。

(7) 契約者の通院、入院時

契約者の通院や入院時の移送については、基本的に施設で行いますが、場合によりご家族の付き添いをお願いする場合がございますので、できる限りの協力をお願いいたします。

13. 虐待防止のための措置に関する事項

- 1 施設は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設はサービス提供中に、施設職員又は擁護者(入所者の家族等高齢者に現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム「雲谷ホーム」のサービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム「雲谷ホーム」
説明者職氏名 生活相談員 豊川 仁志 印

私は、本書面にに基づき、事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設提供開始に同意しました。

契約者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、契約者本人の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

三者契約者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

苦情受付担当者：生活相談員 豊川 仁志

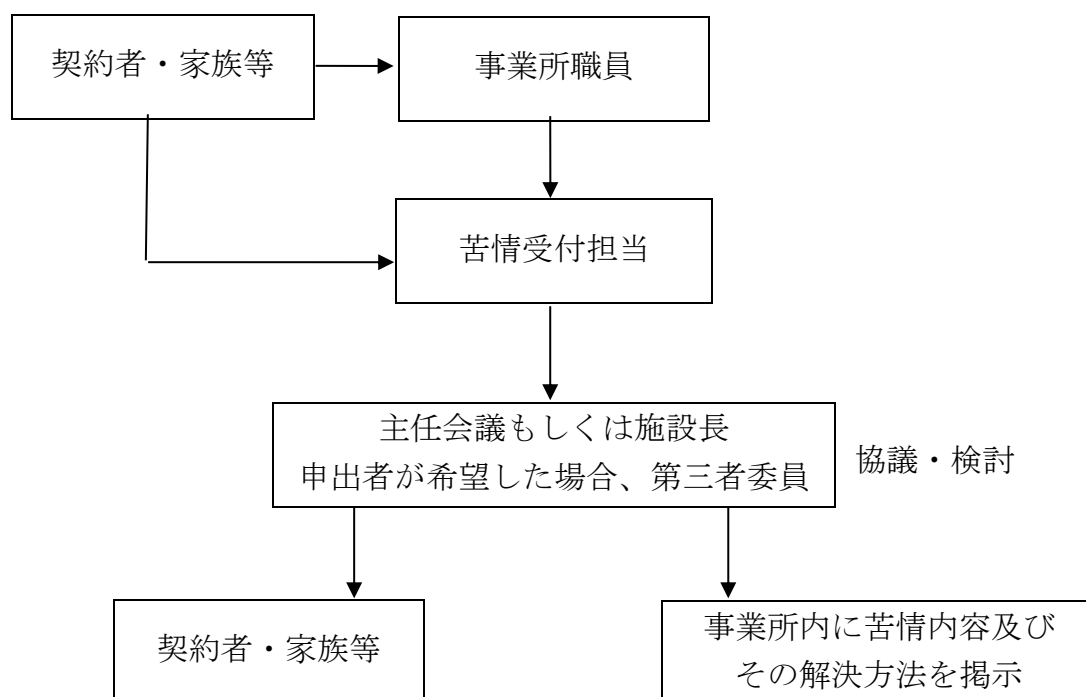
電 話：017-728-2910 FAX：017-738-9595

受 付 日：年中（苦情受付ボックス【意見箱】をホールに設置しています）

受付時間：午前8時～午後5時

(2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村、青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口および県の運営適正委員会等に苦情を伝えることができます。

ア) 青森市役所介護保険課 017-734-5257

イ) 青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1301

ウ) 青森県運営適正化委員会 017-731-3039

非常災害対策に関する消防計画

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。

防火管理者：施設長 工藤令

- (1) 防火管理者には施設長をあて、火元責任者には、それぞれ担当職員を置く。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。その際、防火管理者が立ち会う。
- (3) 避難経路、場所等の確保を心がける。
- (4) 非常災害の通報マニュアルの流れと消防設備機器の使用方法を常に把握できるよう万全を期す。
- (5) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- (6) 防災訓練計画に則り、下記のとおり実施する。
 - ①総合防災訓練（消火、通報、避難訓練）：年 2 回
 - ②部分訓練（夜間想定訓練、地震訓練、非常災害避難訓練）：年 5 回
- (7) その他必要な災害防止対策についても、必要に応じ対処できる体制をとる。